

都市計画法第81条第1項及び京都市風致地区条例第8条第1項の規定に基づく監督処分を次のとおり行いましたので、同法第81条第3項及び同条例第8条第3項の規定により公告します。

平成18年12月1日

京都市長 梶本 頼兼

1 監督処分の相手方

京都府亀岡市西別院町柚原東谷5番地の25

高橋 英夫

2 違反行為地

京都市西京区桂上野今井町3番地、4番地及び5番地

3 違反行為の内容

都市計画法第43条第1項及び京都市風致地区条例第2条第1項の規定に基づく許可を受けていない建築工事を行っていること。

4 監督処分（命令）の内容

直ちに工事を停止すること。

5 命令を行った日

平成18年11月29日

(都市計画局都市景観部風致保全課及び同部開発指導課)